

# 作 業 基 準

平成18年12月15日 制 定

株式会社ハヤシ汽船

## 目 次

第1章	目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1条
第2章	作業体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第2条
第3章	危険物等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条
第4章	乗下船作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第4条～第7条
第5章	旅客の遵守事項等の周知・・・・・・・・・・	第8条～第10条

# 作 業 基 準

## 第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、和歌山下津港内航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

2 運航管理補助者は、陸上において、旅客の整理、誘導等の作業を実施する。

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引受けるものとする。ただし、原則として船内に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 船長及び運航管理補助者は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び運航管理補助者は、前3項の措置を講じたときは、直ちにその状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

### (乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

- 2 離岸5分前となったときは、船長は舷門を開放し旅客の乗船を開始する。
- 3 船長および運航管理補助者は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

### (離岸作業)

第5条 船長は、旅客の乗船が完了した時は、迅速、確実に離岸作業を行う。

### (係留中の保安)

第6条 船長又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法に十分留意する。

### (下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、旅客を下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して、次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は乗下船時および船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 乗船中は船長の許可なく船内備品に触れないこと。
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領
- (4) 病気、盗難等が発生した場合は船長へ通報すること。
- (5) 下船及び非常の際には船長の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。